

最上町立最上病院面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、患者の療養環境の維持、感染対策、プライバシー保護及び安全確保に配慮しつつ、患者と家族等との交流の機会を確保するため、最上町立最上病院（以下「当院」という。）における面会の基本的な取扱いを定めることを目的とする。

2 面会は、感染対策その他の正当な理由がある場合を除き、必要以上に制限しないことを基本とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当院の入院患者との面会に適用する。

(面会の基本)

第3条 面会は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 患者本人の意思を尊重して行う。
- (2) 面会者は、家族、親族、知人その他患者が面会を希望する者とし、年齢による一律の制限は設けない。
- (3) 面会に際しては、他の患者の療養環境及びプライバシーに十分配慮する。
- (4) 患者の病状、治療、処置等により、面会時間の短縮、中断又は面会を制限することがある。

(面会時間)

第4条 面会時間は、原則として毎日次のとおりとする。

- (1) 午後3時から午後4時まで
 - (2) 午後6時30分から午後7時30分まで
- 2 面会は、患者の負担とならないよう、短時間かつ少人数で行うものとする。

(感染対策)

第5条 面会者は、次に掲げる感染対策を行うものとする。

- (1) 発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合は面、会を控える。
 - (2) 面会の際は、手指衛生を行う。
 - (3) 患者の病状、院内の感染状況等により、マスクの着用その他必要な感染対策への協力を求める場合がある。
- 2 当院は、感染症の流行状況又は院内における感染症の発生状況等により、面会方法の変更、又は面会を一時的に制限する場合がある。

(面会場所)

第6条 面会場所は、原則として、病室又は病棟内の指定された場所とする。

2 多床室で面会する場合は、同室の患者の療養環境及びプライバシーに十分配慮するものとする。

(面会時の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 病室その他当院が飲食を禁止する場所での飲食は行わない。
- (2) 大声での会話など他の患者の療養の妨げとなる行為は行わない。
- (3) 携帯電話、スマートフォン等を使用する場合は、他の患者の療養環境及びプライバシーに十分配慮する。
- (4) 通話は、当院が指定する場所で行うものとする。
- (5) 他の患者、職員又は個人情報that写り込む写真若しくは動画等の撮影、SNS等への投稿は行わない。
- (6) 職員から感染対策や安全確保のための協力を求められた場合は、これに従う。

(特別な面会)

第8条 終末期、病状急変時その他患者又は家族への配慮が必要と判断した場合は、患者の状況に応じ、面会時間、面会者の人数その他面会条件について柔軟に対応する。

(安全確保等による面会の調整)

第9条 当院は、次の各号のいずれかに該当する場合は、面会を制限し、若しくは断り、又は面会の中止を求めることができる。

- (1) 患者本人が面会を希望しない場合
- (2) 面会により、患者の治療、療養環境若しくは安全又は他の患者の療養環境に支障が生じ、又はそのおそれがある場合
- (3) 面会者がこの規程又は職員の指示に従わない場合
- (4) 面会者が、暴力、暴言、威嚇、迷惑行為その他当院の業務又は院内の秩序に支障を及ぼす行為をした場合

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項又は特別な対応が必要な場合は、患者の病状、療養環境、感染症の発生状況等を考慮し、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。